

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年1月18日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 フランシーヌ・カイザー  
(Francine Keiser)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り2 - 4番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
ブラックロック・グローバル・ファンズ -  
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(BlackRock Global Funds - US Dollar High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる投資証券に類するもの)  
クラスA無分配投資証券1,000万口を上限とする。  
(上限見込額<sup>(注1)</sup>: 3億2,910万アメリカ合衆国ドル(約373億円))

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのUSドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのクラスA無分配投資証券の2018年9月末日現在の1口当たり純資産価格(32.91アメリカ合衆国ドル)に1,000万口を乗じて算出した金額である。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、ユーロ、スターリング・ボンド(以下「英ポンド」という。)、スイス・フラン、ニュージーランド・ドル、香港ドル、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドル、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランドおよび人民元の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2018年10月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.26円、1ユーロ=128.43円、1英ポンド=143.90円、1スイス・フラン=112.63円、1ニュージーランド・ドル=74.20円、1香港ドル=14.44円、1豪ドル=80.24円、1カナダ・ドル=86.43円、1シンガポール・ドル=81.76円、1南アフリカ・ランド=7.73円および1人民元=16.23円)による。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

投資証券の申込単位に変更がありましたので、2018年11月30日に提出した有価証券届出書の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

## 第一部 証券情報

## 第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

## （7）申込単位

## &lt;訂正前&gt;

原則として1口以上1口単位。また、金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社（以下に定義される。）が定める。詳細については、後記「（10）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

## &lt;訂正後&gt;

当該投資者の当初の購入については5,000米ドル相当の口数以上1口単位、既に投資証券を保有する投資者の追加購入については1,000米ドル相当の口数以上1口単位とする。また、金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社（以下に定義される。）が定める。詳細については、後記「（10）申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。なお、最低申込金額は、当初の購入については5,000米ドル、既に投資証券を保有する投資者の追加購入については1,000米ドルとする。

## 第四部 特別情報

## 第3 その他

## &lt;訂正前&gt;

- （1）日本語版目論見書の表紙に図案を採用することがある。
- （2）交付目論見書の概要として、以下を使用することがある。

## 交付目論見書の概要

（中略）

お申込単位	原則として1口以上1口単位。また、金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
-------	---

（後略）

## &lt;訂正後&gt;

- （1）日本語版目論見書の表紙に図案を採用することがある。
- （2）交付目論見書の概要として、以下を使用することがある。

## 交付目論見書の概要

（中略）

お申込単位	<u>当該投資者の当初の購入については5,000米ドル相当の口数以上1口単位、既に投資証券を保有する投資者の追加購入については1,000米ドル相当の口数以上1口単位とします。また、金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。なお、最低申込金額は、当初の購入については5,000米ドル、既に投資証券を保有する投資者の追加購入については1,000米ドルとします。</u>
-------	---

(後略)